TIB パートナーに係る募集要項

第1 目的

東京都は、スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」に基づき、 ユニコーン数 10 倍、起業数 10 倍、行政とスタートアップの協働プロジェクト 10 倍 を目指す「未来を切り拓く $10 \times 10 \times 10$ のイノベーションビジョン」の実現に向けて 施策展開を進めています。

東京からイノベーションを巻き起こすことを目指し、国内外からスタートアップやその支援者が集い、交流する一大拠点「Tokyo Innovation Base」(以下、「TIB」という。)を今年11月にプレオープン致します。TIBでは、スタートアップ等による挑戦を後押ししてくれる、仲間や支援者、先輩起業家など様々なプレイヤーとつながることができる、イベントや支援プログラムなどを展開していきます。

こうした活動を東京都並びに都が設置した TIB の立ち上げ・運営を担う「SusHi Tech Tokyo 2024 グローバルスタートアッププログラム実行委員会(以下、「実行委員会」という。)」と連携しながら実施していただける企業・団体、大学などの方々を、「TIB パートナー」として広く募集致します。

【参考】スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」

https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/basic-plan/2022/11/images/SUstrategy_japanese.pdf

第2 TIBパートナーとは

TIBパートナーは、実行委員会事務局(以下、「事務局」という。)と協議の上、TIBにおいて、自社が有するノウハウ、ネットワーク等を活用し、TIBの理念に則った、スタートアップやその支援機関、起業を志す方々、学生等を対象としたイベント・プログラムなど(以下、「TIB公認プログラム」という。)の企画・運営を担っていただける、企業・団体、大学など多様なプレイヤーの方々です。

当該取組を通じて、スタートアップやそれを支援する方々が集うプラットフォーム の構築に寄与することを活動目的とします。

第3 主な活動場所

Tokyo Innovation Base

東京都千代田区丸の内 3-8-3(今年 11 月、SusHi Tech Square 内に開設予定)

第4 活動期間

「TIB パートナー協定書 | 締結日から令和6年3月31日まで(更新制度あり)

第5 TIB パートナーが利用できるサービス

TIB パートナーは TIB 公認プログラムを実施するにあたり、下記のサービス内容を原則無料で利用することができます。但し、イベントスペース以外の会議室の利用や、イベントスペース外の設備機器の利用、飲料の提供、廃棄物の収集等については利用料の支払いや実費負担を求める場合があります。

なお、事務局において、一定の要件を満たす TIB 公認プログラムの実施費用に対して、一部経費負担を検討中であり、詳細が決まり次第、お知らせします。

- ① TIB のイベントスペースの利用
- ② TIBの什器、映像・音響装置、電源、Wi-Fi環境等の利用
- ③ イベント・プログラム実施にあたっての運営支援

第6 応募

1 応募要件

応募対象は次の(1)(2)の要件を満たす法人となります。

(1)次のいずれかに該当すること。

- ① 株式会社、持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)、監査法人・弁護士法人等のいわゆる士業に係る営利法人
- ② 特定非営利活動法人、一般財団法人、一般社団法人
- ③ 国立大学法人、公立大学法人、学校法人
- ④ 国、地方自治体、独立行政法人、公益財団法人等の公的機関
- ⑤ その他実行委員会が認める者

(2)次のいずれにも該当していないこと。

- ① 破産手続開始の申立てがなされたこと等により、実施事業の安定的な運営に疑義が生じていること。
- ② 法人事業税等を滞納していること。
- ③ 公共の安全及び秩序を脅かすおそれのある行為を行い、または将来において行うおそれがあること。
- ④ 所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団(暴力団排除条例(平成23年条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)が含まれていること。また、実施事業に暴力団、暴力団員等が介入していること。
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第2条に規定する風俗営業、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け 商法)、催眠商法、霊感商法を行うなど、公的事業の対象として社会通念上適切で ないと判断されるものであること。
- ⑥ 政治活動、選挙運動、または、宗教活動を目的とする法人であること。
- ① 国、地方自治体、公益法人等が実施する補助事業や助成事業において、不正等の 事故を起こしたことがあること。

2 応募手続

(1)募集期間

令和5年9月28日(木)~当面の間(期限延長しました)

(2) エントリー方法

事務局宛てメールにて、「TIB パートナーに係る申込書」を提出してください。

(3) 意見交換の実施

エントリー完了後、応募者は別途指定された日時・場所において、事務局と意見交換を実施していただきます。意見交換当日、応募者は「TIB公認プログラムに関する

企画書 | を作成の上、企画内容をプレゼンテーションしていただきます(投影可)。

企画書には①「志望理由」、②「スタートアップ支援の実績」、③「実施体制」、④「TIB公認プログラムの提案内容」、⑤「概ねの実施時期」を記載することとし、形式は PowerPoint、スライド枚数は 20 枚を上限とします。

3 提案の採択

応募いただいた提案について、事務局において以下の事項を確認します。

上記2(3)の事務局との意見交換実施後、2週間を目途に確認結果をお知らせします。

項目	確認のポイント
応募要件	応募要件を満たし、欠格事項がないか
TIB 公認プログラムに関する	提案される内容が東京都のスタートアップ戦略や
企画書	TIB の理念・趣旨に合致しているか 等

4 採択後の流れ

TIBパートナーに採択された法人は、実行委員会との間で「TIBパートナー協定書」 (以下、「協定書」という。)を締結していただき、事務局と協議を重ねながら、TIB 公認プログラムの実施に向けて準備を開始していただきます。

なお、協定書締結にあたって、事務局より登記事項証明書(履歴事項全部証明書) の類(写)の提出を求めることがあります。

協定書の有効期間は、協定書締結日から令和6年3月31日までとなります。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、実行委員会、TIBパートナーいずれかから更新しない旨の書面による申出がない場合は、協定書は期間満了の日から更に1年間更新され効力を有するものとし、以降も同様とします。

5 留意事項

応募にあたっては、以下の点に留意してください。

・ 提出された書類等は、いかなる理由があっても返却せず、事務局は応募に要する 費用を一切負担致しません。

- ・ 提供された情報は、応募者の事前の同意なく、実行委員会及び事務局以外の第三者に提供することはありません。ただし、応募にあたって提供いただく個人情報 や機密を含む情報は、守秘義務を有する実行委員会が必要と判断した範囲で共有、 利用致します。
- ・確認結果の詳細については、いかなる理由があってもお答えできません。
- ・ 申込内容への虚偽記載、外部有識者等への働きかけその他の不正が発覚したとき は確認を行いません。また、採択後に発覚した場合は取り消しを行います。

第7 応募・問い合わせ先

SusHi Tech Tokyo 2024 グローバルスタートアッププログラム実行委員会事務局 (東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部スタートアップ推進課内)

電話:03-5388-2106

メールアドレス: tokyo_innovation_base(at)tohmatsu.co.jp

お手数ですが、メール送信の際は(at)を@に置き換えてご利用ください。